

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立西田川高等学校
課程又は教育部門	定時制課程

86

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての生徒が十分に理解できるようにし、「いじめは絶対に許さない」学校づくりをめざす。

いじめの認知については、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断する。

本校におけるいじめ防止のための目標を、以下のように定める。

- (1) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との共通認識の上で、いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校づくりをめざす。
- (2) 教職員自身が生徒一人ひとりの多様な個性を見つけ、かけがえのない存在として尊重し、生徒の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立った指導を実践するとともに、日常の指導体制の整備・充実を図り、いじめを生まない教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) いじめられている生徒の立場に立ち、いじめられている生徒を守り通す。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (6) 定期的なアンケート調査や欠席日数の点検等を実施し、体系的、計画的に PDCA サイクルに基づく組織的な取組を継続する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの部活動にも、どの生徒でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級や集団、学校づくりをめざし、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざす。

いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う授業づくり、集団づくりに取り組む。
- ② 生徒の自発的活動を支援し、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ③ いじめの大半は言葉によるものであり、「キモイ」「ウザイ」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を継続し、丁寧な言葉遣いができるように、言語環境を整える。
- ④ 「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくり、集団づくりをとおして、「居場所づくり」に取り組む。
- ⑤ 思いやりや生命・人権を大切にす指導に取り組む。
- ⑥ 相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル等のソーシャルスキルトレーニングに取り組む。
- ⑦ 生徒一人ひとりが達成感や充実感、人間関係の深化が得られる教育活動をとおして、「居場所づくり」や「絆づくり」に取り組む。生徒が自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような生徒会活動を支援する。
- ⑧ 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図るとともに、発達障がいを含む障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の障がいの特性への理解を深めるとともに、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ⑨ 部活動における、いじめ未然防止の為に生徒部の職員が定期的に部室の見回りや部室掃除など促す。また、部活前や部活後の行動についても注視する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは、教職員、保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校、家庭、地域、関係機関が連携して実態把握に努める。

いじめ早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、そして、共有した情報に基づき速やかに対応することである。生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたりすることなく、いじめを積極的に認知する能力を養う。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、本校では次の取組を行い、実態把握に努める。

【生徒の声を聴き、生徒を見る】

- ① 毎月1回以上、いじめ対策委員会（人権・同和教育推進委員会）を開き、気になる生徒の情報交換を行う。
- ② 生徒・保護者を対象にした各アンケートの実施
 - ・「学校生活アンケート」（4・5・7・8・9・10・12・1・3月）
 - ・「記名式いじめアンケート調査」（4・5・7・8・9・10・12・1・3月）
 - ・「無記名式いじめアンケート調査」（6・11・2月）
 - ・「いじめ家庭用チェックリスト調査」（7・12月）
- ③ 面接月間等における個別面談の実施。
- ④ 毎月1回、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。
- ⑤ 相談ポストの活用を呼びかけ、毎日相談ポストを点検する。
- ⑥ いじめの相談は、担任はもとより話しやすい教職員、スクールカウンセラーに伝えることができる環境を整備する。
- ⑦ 職員研修会でいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修会を年に複数回実施する。

【保護者や地域との情報共有】

- ⑧ いじめ早期発見のための家庭用リーフレットを3者面談時に配布し保護者への啓発を行う。
- ⑨ 学校の電話番号や子どもホットライン24などを紹介し、様々な方法で相談できる環境を周知する。
- ⑩ 保護者等教師会総会やホームページ等を活用し、いじめに対する本校の考え方や取組を保護者や地域に周知する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめ防止等のための基本的な方針」5頁）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

さらに、生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じないものや感じていても周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒がいることに配慮し、これらの生徒やインターネットを利用したいじめについても、いじめに該当するか否かを対策組織による認識を行い、判断するものとする。

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることで再発防止にむけて大切である。

近年の事象をみるといじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。このため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るように継続的な指導が必要である。

(2) いじめの発見、通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に対応し、職員の情報共有を行い、県教育委員会に管理職が FAX で第一報を行う。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 生徒や保護者、地域の方から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、その内容を速やかに管理職、生徒指導主事、年次主任に報告する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめと疑われる事案の場合であっても、速やかに年次主任、生徒指導主事等へ報告し、いじめ対策委員会を開き情報を共有する。
- ⑤ いじめ対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴取し、事実を確認・整理し、いじめの有無の判断を行う。事実確認の結果、いじめの有無について管理職が県教育委員会に報告し指導助言を受ける。
- ⑥ 被害者、加害者の保護者への連絡は、家庭訪問等によって直接会ってより丁寧に行う。どうしても保護者と直接会えない場合には保護者の了解のもと電話連絡を行い、後日直接会って説明する。事実関係を丁寧に説明し、解決のために保護者と連携して対応する姿勢で臨む。
- ⑦ 被害生徒については保護者も含め、十分な心のケア、支援を行い、加害生徒については特別指導等を行い、継続的に助言を行う。また、両者についてはスクールカウンセラーによるカウンセリングや関係修復を含めてカウンセリングを継続的に受けさせる。
- ⑧ 部活動における、いじめ未然防止の為に生徒部の職員が定期的に部室の見回りや部室掃除など促す。また、部活前や部活後の行動についても注視する。また、部活動指導員、非常勤講師にも本対応の周知を行う。
- ⑨ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめた生徒を必要に応じて定められた期間、自宅待機及び学校謹慎・家庭謹慎とし、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒と関係修復ができる体制をつくる。
- ② 聴き取りに際しては、共感的理解に努めながら信頼関係を築く。いじめられた生徒にとって信頼できる教職員、スクールカウンセラー、家族、友人や地域の人、中学校、警察などと連携するとともに、いじめ対策委員会が中心となって対応し、いじめられた生徒の不安を和らげるよう支援する。
- ③ 保護者に対しては、複数の教師で家庭訪問を行い、事実関係を伝え、いじめられた生徒及び保護者の意向を確認するとともに、今後の学校の対応を伝え、保護者に不安感や不信感等

を抱かせることのないよう、問題解決に向けて理解と協力を得て、学校ができる配慮及び支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせ、いじめたとされる生徒からの事実確認を行う。冷静かつ客観的に事実と経過を確認する。一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。事実確認と指導は明確に区別する。
- ② 事実確認した内容を迅速にいじめた生徒の保護者に、対面の上直接説明を行い、連携・協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体及び財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達にも配慮する。
- ④ いじめた生徒の指導にあたっては、いじめ対策委員会が中心となり複数の教職員が連携するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることで、行動の変容につなげる。
- ② いじめに同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ③ 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に伝える。
- ④ いじめに関わった生徒の保護者に対しても、原則、家庭訪問等によって直接会ってより丁寧に説明を行う。ただし、どうしても保護者と直接会えない場合には保護者の了解のもと電話連絡を行い、後日直接会って説明する。
- ⑤ いじめが認知された際、被害者、加害者の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、全ての教職員が協力して、生徒一人ひとりの大切さを自覚させる教育活動に取り組む。
- ⑥ 授業、ホームルーム、年次集会等で「いじめに関する学習会」を実施し、いじめ問題について全ての生徒が考える機会をもつことにより、「いじめは許されない行為であり、西高から根絶しよう」という態度や雰囲気学校全体に行き渡らせる。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除措置をとる。特に名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの必要な下記の措置をとる。

- ① インターネットや SNS で不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会で対応を協議し、関係生徒から聞き取りなどの調査を行い、書き込みをされた被害生徒のケアなど必要な措置を行う。
- ② 書き込みの対応については、削除要請など、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒及び保護者の精神的ケアに努める。
- ③ 書き込みをした者への対応については、所轄警察署など、外部機関と連携して対応する。
- ④ 情報モラル教育を推進するため、教科「情報」や情報モラル等の講演会において、必要な知識・能力を学習する。
- ⑤ インターネットや SNS でのいじめを発見した場合は、それに関わる生徒についても情報収集を行い、必要に応じて指導等を行う。また、当該の保護者に対しても協力等を求める。

(7) いじめの解消について

いじめが「解消している」状況とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案し、いじめ対策委員会での会議により校長が判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第22条と28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合、ただちに県教育委員会を通じて県知事へ報告をする。

第28条の重大事態に係る調査を行うため、速やかに、当該重大事態に係る調査の組織を結成する。

調査については、当該重大事態を対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために、県教育委員会の指導のもと、質問紙の使用やその他の適切な方法により実施する。

（2）調査結果の提供及び報告

重大事態に関する調査結果は、教育委員会を通じて県知事への報告を行う。

学校が調査を行った場合は調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を生徒・保護者へ適切に情報を提供する。

調査結果には、今後の同種の事態防止等や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 (22条) いじめ対策委員会 (28条) 拡大いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

本校における「いじめ対策委員会」は、主に次のような役割、機能を果たす。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証・修正の中核としての機能を持つ。
- ② いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う役割を担う。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針について、保護者や地域に理解を得ることでいじめ問題の重要性を広める役割を担う。
- ⑥ いじめが発生した場合については、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応を行う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織役割と機能

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因になったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。
- ③ 調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や再発防止を図ることを目的とする。
- ④ 重大事態に係る調査を行う組織については、学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- ⑤ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努めるようにする。

7 学校評価

(1) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

①学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校がいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的、必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組改善を図る必要がある。

なお、評価、検討に際しては、本県が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果を参照する。

(2) 適切な学校評価・教員評価

- ①いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態を把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- ②いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。
- ③国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。
- ④いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。